

部活動における体罰低減を目指して

四国大学 大野ゼミ B

○榊原風 坂田海斗 藤本健太 富永紘生

1. 緒言

近年、教育現場や部活動における体罰が社会問題になっている。そういった体罰が原因で運動部の生徒が自殺するという事件が起こり、スポーツの指導における暴力や体罰が大きな問題となっている。暴力的な指導が問題となっているスポーツでは、強豪校の監督や高名な指導者までもが「これは暴力や体罰ではない、教育の指導のひとつだ」と語る人が多いというのが、報道で見聞きする現実である。しかしながら、指導者の「考え」ではなく、周囲からの一般目線や受ける選手本人が、暴力的な指導と捉えれば、それは紛れもない体罰である。また、直接的な暴力だけが体罰だけではなく、暴言といった精神的苦痛や過度な練習量などのオーバーワークも体罰であると考えられる。

そこで我々は、悪とされながらも根絶されない体罰について考察し、この発生を速やかに低減するための政策を提言したいと考えた。

2. 現状と課題

考えられる現状は学生スポーツ選手などの体罰やパワハラや風習が残っているということ。直近でも、体罰などについて多く報道されている。例えば、滋賀県大津市の中学校で男性教師がソフトテニス部の男子生徒に校舎の周りを80周走るように命じ、熱中症で救急搬送された問題で大津市教育委員会はこの指導を体罰と認定し、調査を実施した。その結果、男性教師が他の部員にも暴言を吐いたり暴力をふるったりしていることが分かった。他にも兵庫県尼崎市にある高校では、バドミントン部の監督を務める男性教諭が全国大会の試合の際に、女子部員を蹴るなどの体罰を加えていたことが分かった。こういったことは中高限らず大学などでも行われている。そして、これは日本代表レベルの指導においても行われていた可能性がと取り沙汰されているのは周知のとおりである。

このような現状から、我々は指導者の間違った指導方法、つまり「指導の質が低い」と考え、そのことを解決すべき課題とした。ここでの「指導の質」とはつまり体罰、強要とはかけ離れた、選手が嫌悪感を抱かず、心身ともに成長を促す指導ができる能力、のことであると、我々は考えた。

3. 調査とその結果

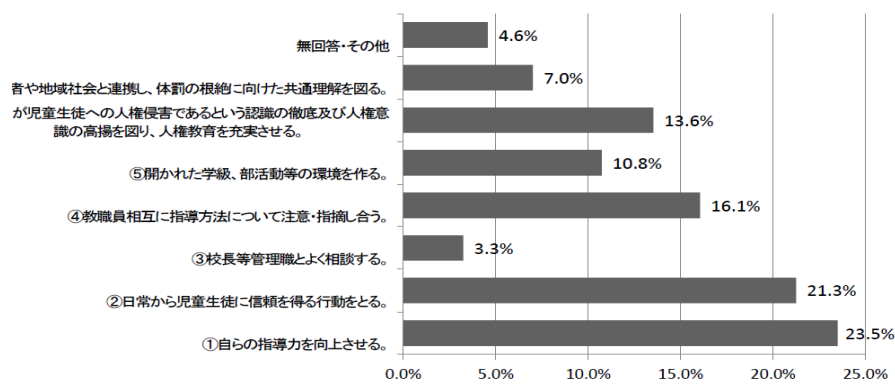
まず、体罰そのものの現況を確認することと、緒言で述べた我々の問題解決の仮説である「指導の質」について、体罰をする側、即ち指導者（多くは教員）がどのように体罰について考えているのかについて調査を行った。

調査目的：

- (1) 体罰の発生率の状況の把握
- (2) 体罰への指導者（教員等）の意識
- (3) 体罰根絶への指導者の取り組み意識

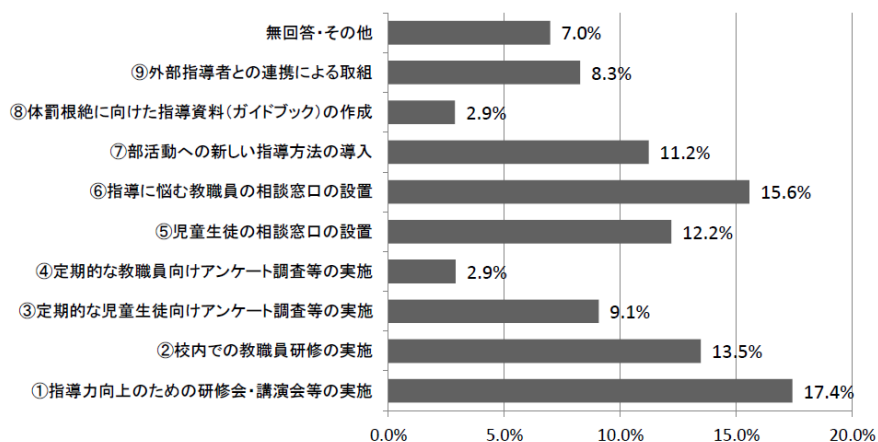
調査方法：キーワードによるネット検索による文献調査

図1 「体罰の根絶に向け、教職員として必要な考えや行動」



上記の図1のグラフは京都の教育委員会が教員向けに実施した「体罰に関する意識調査」である。この中で圧倒的に数字が高い「自らの指導力を向上させる」という項目があるが、これは我々が考える指導者の質が低いことを裏付ける内容である。そして体罰の根絶に向けた具体的な取り組みの必要性について調査したものが下記に示した図2である。そこでは、指導に悩む指導者の相談窓口の必要性や指導力向上のための研修等の、いずれも指導へのサポート体制の充実（現在は不足していることの証明でもある）が浮き彫りになっている。

図2 「体罰の根絶に向けた具体的な取り組み」



また、インターネットメディア開発事業などを展開するホワイトボックスは2018年10月2日、20代から50代を対象とした「学生時代の部活動の実態」調査を実施し、部活中の自分の子どもに軽い体罰であれば必要な場合もあると認めるかというアンケートが行われている。その結果、いずれの世代も「体罰が必要な場合はない」が半数以上（54～85%）を占めたが、40代で45%、50代で46%が「体罰が必要な場合もある」と回答している。これは、20代の15%、30代の28%と比べて割合が非常に高く、指導者の世代と近い年長の世代ほど容認する傾向が見られた。この様に、現在でも体罰を肯定し、容認する風潮が存在しているのは明らかである。こういった思考・考えの存在が、心身に負傷を与え、自殺者までも出している体罰の根本だと考える。改めて、学校教育法を確認してみると、第11条に「校長および教員は、懲戒として体罰を加えることができない」と定めている。法務省の通達では、体罰とは懲戒の内容が心身的性質である場合とし、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る蹴るの類）は体罰に該当する。被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（端座・直立等、特定の姿勢を長時間保持させる）は体罰に該当する。と定義されている、この事を記しておきたい。

以上の調査結果から、次の政策提言を行いたい。

4. 政策提言のオプション

我々は、次の4つの政策オプションを考案し、それぞれのメリット、デメリットを以下のように検討した。

政策提案	○メリット ×デメリット
①指導者を育成する教育機関（学校）の設立	○ 指導者の指導方法を向上することができる × 設立に大きな予算が必要、場所の確保の問題もある
②体罰への処罰の拡大	○ 体罰の減少に繋がる × 指導者の減少が考えられる
③部活動の廃止	○ 根本的なものを無くすことにより絶大な体罰への効果がある × スポーツの実施率が低下する。現実的ではない
④指導者を管理、監督する地域マネジメントの設立	○ 教育委員会に設置することでコストの負荷が少ない × 全校への配置は厳しいかもしれない

先の調査結果とこの政策オプションの検討により、最も現場の指導者が求めている「指導の質向上」に繋がる①④が有効であると考えた。さらに、①の予算的な不透明性や困難さを考慮した結果、より実現性やスピード感がある「指導者を管理、監督する地域マネジメントの設立」を今回の提言として有効な最善策として次章のように設計した。

5. まとめ・政策内容

図3 指導者地域マネジメント組織の教育委員会での位置づけ（徳島県の組織を参照）

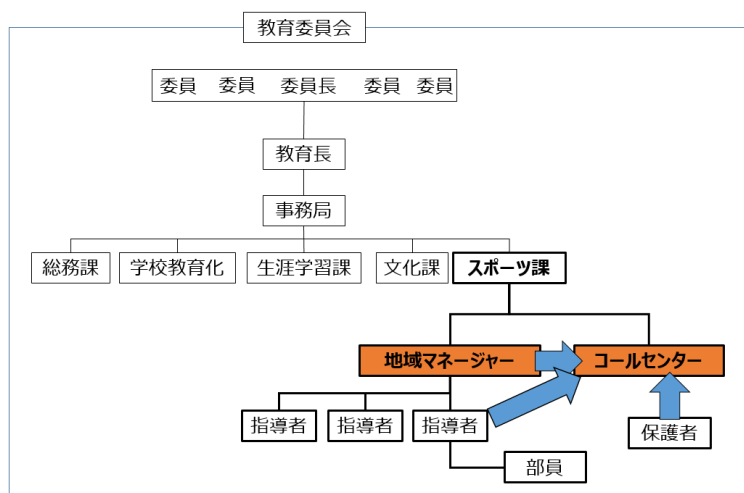


図3で表したように、教育委員会毎に各学校の運動部活動の指導監督を行い、指導者が生徒に行う体罰や強要を未然に対策するマネジメント部門を教育委員会（ここでは徳島県を事例に）に設立する。教育委員会には既にスポーツ課があり、スポーツの推進を仕事

としていることから、ここに地域マネジメントを設立することが組織環境に適していると考えた。日本サッカー協会の階層的な指導者モデルを参考にし、地域マネージャーというものを設け、複数の指導者を管掌することがポイントである。

この新設によるメリットとしては、部活動を巡視し、注意する点があれば早急に呼びかけることができることがまず挙げられる。また、定期的に指導者会議などを開くことにより、現状を把握することと、その対策などを考えることができる。指導者の指導講義なども実施でき、指導者の指導に対する質の向上につながるのではないかと考える。

また、現在も保護者等からの問い合わせに対応している教育委員会の窓口を、コールセンターとして再編し、新たに地域マネージャーや指導者からの問い合わせ等にも対応するように拡充する。これにより、日常的な事象や事件についてもスピーディな把握や対応が可能であり、保護者や生徒（部員）などのカウンセリングを行うこともできる。

以上の政策を実行することにより、「体罰」という、あってはならない行為に対して、指導者を直接的に指導監督するマネジメント組織を設けることで、指導者の指導の質を上げる成果が期待できると考える。そしてこの成果が、日本のスポーツ環境をより活性化することに寄与できればと考える。

6. 参考文献

文部科学省 基本調査 日本中学校体育連盟

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/detail/1293136.htm

体罰に関する意識調査 京都府教育委員会 <http://tadeku-mushi.jugem.jp/?eid=249>

部活の「体罰・パワハラ」世代間で意識に差…上の世代ほど容認

<https://resemom.jp/article/2018/10/03/47038.html>